

## 弁護士費用一覧

ご依頼内容	サポート内容	料金	
時効援用	内容証明郵便送付	着手金	1社につき 4万円 (税込4万4000円)
	裁判での主張	着手金	1社につき 6万円 (税込6万6000円)
	時効完成の確認問い合わせ	着手金	1社につき 1万円 (税込1万1000円)
任意整理	債権者との間で債務総額や返済総額について話し合いをします	着手金	1社につき 4万円 (税込4万4000円)
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)
		報酬金	1社につき 2万円 (税込2万2000円) + 減額した債務額の10% (+消費税)
過払金請求	債権者に対して多く支払い過ぎた利息を取り戻す手続きをします	着手金	無料
		報酬金	1社につき 減額した債務額の10% (+消費税) + 取り戻した過払金の25% (+消費税) ※1
自己破産	自己破産(同時廃止・個人)	着手金	35万0000円 (税込38万5000円) ※3
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)
		実費 ※4	3万円
	簡易管財事件(個人)	着手金	42万0000円 (税込46万2000円) ※5
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)
		実費 ※4	3万円
		管財人への報酬	別途 ※5
	個人事業主の場合	着手金	45万円～65万円 (税込49万5000円～71万5000円)
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)
		実費 ※4	3万円
		管財人への報酬	別途 ※5
	法人破産	着手金	100万円～ (税込み110万円)
事務手数料		4万円 (税込4万4000円)	
実費 ※4		3万円	
	管財人への報酬	別途 ※5	
個人再生 ※2	住宅ローン以外の債務を減額し、原則3年で支払いをする手続の申立を裁判所にします	着手金	45万円 (税込49万5000円)
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)
		実費 ※4	3万円
		個人再生委員への報酬	15万円 ※6
		住宅資金特別条項を定める場合	上記着手金に加え 10万円 (税込11万円)
ヤミ金(闇金・やみ金・ヤミ金融)対応	ヤミ金業者に対し、今後支払いをしない旨を連絡します	着手金	1社につき 6万円 (税込6万6000円)
		事務手数料	4万円 (税込4万4000円)

※1 裁判をせず過払金の取戻が出来た場合は、減額した債務額の10% (+消費税) + 取り戻した過払金額の20% (+消費税)とさせていただきます。

※2 財産開示の申立がされた場合など、緊急に対応が必要な場合には、別途費用をいただく場合がございます。

※3 全6回での分割支払いも承っております。

【分割の場合】 分割1～5回目:各5万8400円 (税込6万4240円)、6回目:5万8000円 (税込6万3800円)

※4 ご依頼時または分割金のお支払い時にお預かりさせていただき、過不足があった場合には別途清算させていただきます。

※5 申立後、裁判所より金額が提示されます。

※6 個人再生事件の申立後、履行テストとして個人再生委員へ送金した金額から清算するものであり、15万円を超える部分は、ご依頼者へ返金されます。

◎報酬は目安であり、実際のご相談の時に具体的な額を見積りさせていただきます。◎